

（燃料装置）

第174条 ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする自動車の燃料装置の強度、構造、取付方法等に関し、保安基準第15条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 燃料タンク及び配管は、堅ろうで、振動、衝撃等により損傷を生じないように取り付けられていること。この場合において、次に掲げる燃料タンク及び配管はこの基準に適合しないものとする。

イ 配管（配管を保護するため、配管に保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材を除く。）が、走行中に他の部分と接触した痕跡があるもの又は接触するおそれがあるもの

ロ 燃料タンク、配管又は接手部から燃料漏れがあるもの又は他の部分との接触により燃料漏れが発生するおそれがあるもの

二 燃料タンクの注入口及びガス抜口は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 通常の運行において燃料が容易に漏れない構造であること。

ロ 露出した電気端子及び電気開閉器から200mm以上離れていること。

ハ 座席又は立席のある車室（隔壁により仕切られた運転者室を除く。）の内部に開口していないこと。

2 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、前項各号に掲げる基準に適合するものとする。

3 ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他引火しやすい液体を燃料とする自動車（乗車定員11人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の燃料タンク及び配管の燃料漏れ防止に係る性能等に関し、保安基準第15条第2項の告示で定める基準は、当該自動車が衝突、追突等による衝撃を受けた場合において、燃料が著しく漏れるおそれの少ない構造であることとする。この場合において、次に掲げる燃料装置であって、その機能を損なうおそれがある損傷のないものはこの基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられている燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置

二 新規検査、予備検査又は構造等変更検査の際に提示のあった燃料タンク及び配管と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた燃料装置

三 保安基準第1条の3ただし書の規定により、破壊試験を行うことが著しく困難であると認める燃料装置であって、第96条第4項の規定によるもの